

宇都宮市サン・アビリティーズ管理運営事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市サン・アビリティーズ条例（以下「条例」という。）及び条例施行規則（以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、サン・アビリティーズの管理運営に必要な事項を定める。

(申出の受付等)

第2条 条例第6条第1項の規定によりサン・アビリティーズの使用許可を受けようとする者は、あらかじめ所長が指定する方法により申出するものとする。

(使用許可申請の優先受付)

第3条 市長はサン・アビリティーズの使用目的が次の各号のいずれかに該当する使用許可申請については、優先的に申請書を受け付けるものとする。

- (1) 市が主催又は共催する事業等
- (2) 国又は県が、主催又は共催する事業等
- (3) 障がい者福祉関連事業等
- (4) その他市長が特に認めたもの

(使用料の減免の範囲)

第4条 条例第9条に規定する使用料の減免の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者福祉手帳の所持者及び介護者
- (2) (1)の手帳所持者が半数以上参加する会議、事業等

(営利行為の範囲)

第5条 条例第7条第3号に規定する営利を目的とする行為は、次の各号のとおりとする。

- (1) 使用者が行う商行為等（商品の宣伝、営業上の利益を得るための行為等）
- (2) サン・アビリティーズを会場として、受講者を募集し、金銭等を徴収して講座、講習会等を開催する行為等

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。